桜井市

雇用の場の確保に向けた工場誘致



1 雇用の場の確保に関する課題及び基本的な考え方

- ① 大規模な工場等を誘致することで雇用の場の確保につながるが、新たに立地できる優れた用地がないのが課題。
- ② 施策は「企業立地等奨励金」「事業用地等登録制度」を推進。

2 取組の概要

【桜井市工場誘致条例】

● 工場等の立地を促進するため、市内に新たに立地した企業等に対し、企業立地奨励金、埋蔵文化財発掘奨励金、雇用奨励金等を交付。

【事業用地等登録制度】

● 市内で工場及び店舗等の用に供するための売却、賃貸を予定している土地等の情報を登録し、本市に立地を希望する企業等に情報提供できるよう努めた。

3 取組の効果 または 苦労した点や今後の課題

- 企業立地セミナーに参加し、積極的なPRを行うことにより大 泉地区に1社工場を誘致。
- 本市では、立地を希望する企業等に情報提供を実施する施策 を行っているが、登録用地が少なく、進出を希望する企業へ の情報提供が十分にできていないことが課題。
- 市内平坦部の地域では大型の工場等の進出が困難であるため、 名阪国道へのアクセスを強みとする東部地域において、都市 計画マスタープランの「工業系企業の誘致検討ゾーン」とし ての位置づけを行う。

詳しくは 桜井市ホームページ http://wwww.city.sakurai.ig.jp/

桜井市

ホテル及び旅館の誘致



1 雇用の場の確保に関する課題及び基本的な考え方

- ① 市内に宿泊施設を充実させることにより、観光関連産業の 振興に寄与し、その経済波及効果を高めることにより地域 経済の活性化及び新たな雇用の場の創出につなげる。
- ② 本市の観光客の多くは、日帰り観光が主で観光関連消費額 が伸びない。
- ③ 観光関連消費額の増加を図り、地域経済の活性化のために新設・増設のホテル及び旅館への支援を行う。

2 取組の概要

- 平成29年3月「桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例」を制定。(奨励制度には「ホテル等立地奨励金」「上水道奨励金」「雇用奨励金」を設けた。)
- 既存事業者の支援。 (桜井市宿泊事業者融資保証制度)

3 取組の効果 または 苦労した点や今後の課題

- 桜井駅北口市有地に宿泊施設1社を誘致。
- 市有地に宿泊施設の誘致を行うということで、既存宿泊事業者との調整、誘致の近隣住民等の調整に苦慮した。
- 新設、既存の両事業者と連携のうえ、本市への来訪者の増加 を図ることにより、市内における観光関連消費額を増加させ、 地域経済の活性化と新たな雇用の場の創出につなげていく。

詳しくは 桜井市ホームページ http://wwww.city.sakurai.ig.jp/